

「DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和8年1月21日～令和8年2月19日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報 ^{※1}	食品安全委員会の回答
<p>失礼致します。専門では無いのですが。当方少々特殊歴を持ち拝見いたしました。</p> <p>錠剤、「顆粒」、飲料などの栄養「補助としての成分」という事。</p> <p>いわゆる栄養価値化が「販売商品に於いて可視化実感」出来るビタミン等（100g等）数値上の実質的な「栄養価の見える」サプリと異なり、</p> <p>看板的商品として「同成分配合商品を見た購入目的者が購入時意欲が湧いて購入出来るか」疑問です。</p> <p>「発酵」健康補助・看板的な「商品」として製造：販路：販売していく方向の「成分物質」との事。</p> <p>ぱっと見ですが、キノコ系・菌糸系・発酵系の様子。となると製造コスト比に対する運用というか「配合商品自体」に限られる＝生き物でも乳牛製品と違い、この物質自体の生成製造のオート化、農薬汚染等は当然比率が上がるわけで、市場上昇性は正直疑問で不安に感じました。項目以上に内容自体に於いて全く新規では無い。L-エルゴ「チオ」と「同様」言葉。「同様」において「ゾン」「ピル」等仕様が疑</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>提出いただいた意見・情報は、食品健康影響評価案に直接関係しないと考えられましたので、一般的な食品安全委員会に対するご意見として承りました。</p>

<p>問です。</p> <p>「補助」＝生産時の生物的飼育加工の少ない無い分、自動で人員の掛からない農薬汚染比率等は上がるのは必然で、市場に於ける販売名目は将来的下降が必然突発的と思いました。</p>	
<p>突然、内閣府食品安全委員会事務局 評価第二課内</p> <p>「DN-E4 株を利用して生産されたL-エルゴチオネインに係る食品健康影響評価」意見募集担当様に宛ててDN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネインに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見を拝送することをお許しください。早速、DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネインは聞いたことも見たこともないから怖いので遺伝子を人やロボットや重イオンビーム照射などによって変えたことがない食べ物とを比較用実験動物のマウス、猿、他で実験データと実験結果を集めて、公表して人への健康に悪影響がないことがわかるまで禁止して、人への健康に悪影響がない食べ物を食べるために宇宙から人がいなくなるまで累進課税の強化と不公平税制の是正して、</p> <p>今ある返済可能な予算の範囲と迷惑をかけない範囲で日本国内で</p> <p>物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、</p> <p>1京8513兆円くらいまで原価0円でタクシー代他ゆりかごから墓場に入るまで国内外の人に迷惑かけないように自給自足して</p> <p>サービスに使える地域商品券を発行して支給してほしい。</p>	<p>本食品は、その製造過程で最終的に遺伝子組換え微生物（遺伝子組換え体）が除去され、高度に精製された非タンパク質性の食品として評価を依頼されています。</p> <p>このため、予期せぬ不純物、相互作用、長期的な影響が生じる可能性等を含めた安全性を確認するため、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した指針^{*2}に基づき、</p> <p>1) まず、製造工程において生産菌及び副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されていることを確認しました。</p> <p>2) さらに、市場流通品である遺伝子組換えでないキノコ由来のL-エルゴチオネインと非有効成分に関する分析結果の比較を行い、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないことを確認しました。</p> <p>以上のことから、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断しました。</p> <p>遺伝子組換え食品の使用等に係るご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、消費者庁にお伝えします。</p>

※1 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。

※2 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の

最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」
（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響
評価指針」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）別添）